

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年4月23日開催（日本貸金業協会）]

1. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネー・ローンダリング（マネロン）等対策については、各金融機関において2024年3月末の期限までに整備した基礎的な態勢の有効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第5次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や、実際の取組事例集を2025年3月に公表した。
- 今後は順次、「有効性検証」に係る対話を各金融機関と行う予定であり、当局の具体的な対話手法や着眼点も公表文書に明記している。金融機関においては、これらの文書も参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

2. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正案の公表について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 近年、非対面での本人確認において、偽変造された本人確認書類が悪用されている実態があり、治安上の大きな課題となっている。
- このような情勢を背景に、2024年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、「非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。」との記載が盛り込まれた。

- これを受け、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法を廃止するため、警察庁において、犯罪収益移転防止法施行規則の改正案に係るパブリックコメントを実施した（2025年2月28日～3月29日）。
- 口座開設時の確認等の実務に影響する改正であり、システム対応が必要となる金融機関もあると思われるところ、内容についてご確認いただきたい。なお、対面での本人確認方法についても、今後警察庁において対策が検討されていく予定である。

3. 「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、犯罪等に関連する可能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したものである。
- 金融機関におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行う。参考事例の見直しに当たり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、併せて2025年7月頃に公表予定である。
- 各金融機関においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、あるいはシステム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただきたい。

4. AI ディスカッションペーパー公表について

- 金融庁は、2025年3月4日に、事業者の健全なAI利活用に向けた取組を力強く後押しし、今後、建設的な対話を行うための論点整理として、AI ディスカッションペーパーを公表した。
- 生成AIは金融分野においても利活用の検討が進展する一方で、リスクや規制面から利活用に躊躇する声も聞かれるが、技術革新に取り残されて中長期的に良質な金融サービスの提供が困難になる「チャレンジしないリスク」も踏まえ、顧客利便性や業務効率化に繋がる取組の進展を期待したい。

- 本ディスカッションペーパーの分析は初期段階にすぎず、提示した論点も、技術革新やビジネス環境の変化に伴って大きく変わり得る。金融庁としては、今回提示した視点を起点に、今後も各金融機関との対話を強化しながら、具体的な施策について柔軟に検討を深めていきたい。
- 本ディスカッションペーパーについて御意見や御提案があれば、是非お寄せいただきたい。

(参考) AI ディスカッションペーパーの公表について

- ・ ウェブサイト： <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.html>
- ・ 御意見送付先：金融庁総合政策局イノベーション推進室
- ・ Email：ai.survey@fsa.go.jp

5. フィッシング対策について

- 2024 年におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数は 4,369 件、被害総額は約 86.9 億円であり、2023 年に引き続き被害は高止まりしている。また、フィッシング攻撃による被害は、預金取扱金融機関に限ったものではなく、それ以外の金融機関の顧客に対しても発生している問題である。
- 金融庁は、警察庁とも連携し、一般利用者向けに注意喚起を行っているほか、金融機関に対して、累次にわたりフィッシング対策強化の要請を行ってきた。政府としても、2024 年 6 月の「国民を詐欺から守るための総合対策」(※1)において、フィッシング対策の強化の方策として、「送信ドメイン認証技術 (DMARC(※2)) への対応促進」を始め、「フィッシングサイトの閉鎖促進」や「パスキー (※3) の普及促進」を掲げている。

※1 国民を詐欺から守るための総合対策 (2024 年 6 月 18 日、犯罪対策閣僚会議)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

※2 DMARC(Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance):SPF・DKIM の認証結果を利用し総合的に送信ドメイン認証を行う技術。受信したメールが正規の送信元から送られてきたかを検証できる技術の一つ。ドメイン管理者は、認証に失敗したメールの取扱いを送信側でポリシー (DMARC ポリシー) として宣言できる。これにより、なりすまされているメールは受け取らない、といった強いポリシーを受信側に伝えることができるようになる。

※3 パスキー:パスワードが不要な認証技術。フィッシングサイト等の正規サイト以外のウ

ウェブサイトにおいては、認証が機能しないといった観点から認証技術の漏えいリスクを低減できる効果があるとされている

- こうした足元の状況や「総合対策」を踏まえ、2024年12月に、金融庁は警察庁と連携し、業界団体を通じ、各金融機関に向け、フィッシング対策の強化を求める要請文を発出している。
- 各金融機関においては、フィッシングの手口がますます巧妙化している状況も踏まえ、被害が発生してから対策を講ずるのではなく、あらかじめ対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合には、経営陣自らの問題としてしっかり対応していただきたい。

6. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な御意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025年で10年目を迎える。
- 2024年（1月～12月）は42件のご意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集人に対する規制の強化
 - ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定などに関するご意見について、金融庁の対応の公表を行った。
- 金融庁としては、受け付けたご意見について、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応していきたいので、本金融行政モニター制度を日本貸金業協会傘下金融機関及びその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直なご意見をお寄せいただきたい。

7. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案再市中協議の開始について

- 金融活動作業部会（FATF）では、2025年2月末にクロスボーダー送金の透明性に関する勧告 16 改訂案について2度目の市中協議を開始した（2025年4月中旬期限）。
- 勧告の改訂は、送金のコスト減、スピード向上、透明性向上、金融包摂の実現の観点からクロスボーダー送金を改善するための、G20・FSB を中心とす

る取組の一環として、主に送金の透明性向上の観点から、必要なマネー・ローンダリング（マネロン）対策等の確保を狙ったもの。2024年5月初旬にかけて実施した一度目の市中協議で頂戴した業界からの御意見も踏まえ、再度FATFで検討したもので、昨年の市中協議案と比較すると、多くの点において業界の負担にも配慮し、リスクに見合った対応とするための修正が加わっている。

- それらは、1. 送金の始点・終点の定義の明確化と決済ビジネスモデルの変化を踏まえた異なるプレイヤーの責任の明確化、2. 送付人・受取人情報の内容・質の改善、及び、受取人情報の整合性の確認、3. カード決済への勧告16適用範囲の見直しを含む。
- 金融庁としては、クロスボーダー送金の改善について、国際的に目標とされている、送金のコスト削減、スピード向上、金融包摂の実現という、それぞれの政策目的と並んで、マネロン対策等による透明性の向上も重要なものと考えている。また、今回の改訂案は技術的かつ複雑な論点が多く、影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、金融庁としては、関係業界の実務担当者の皆様を対象とした改訂案に関する業界向け説明会を実施するなど、皆様の意見もよく伺いつつ、最終化に向けた議論に参画してまいりたい。

（参考）再市中協議案に関する業界説明会は3/10(月)に開催。

8. 「認知症施策推進基本計画」を踏まえた取組について

- 2024年12月3日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）に基づいて、認知症施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。同基本計画においては、
 - ・ 認知症サポーターの養成促進、
 - ・ 認知症の人にとって利用しやすいサービスの開発・普及の促進、
 - ・ 認知症高齢者を標的とする特殊詐欺等、消費生活における被害を防止するための啓発等が盛り込まれている。

- 各金融機関においては、2019年に策定された「認知症施策推進大綱」等を踏まえた従来の取組に引き続き、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」にするという同法の目的を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただきたい。

(以 上)